

CSV形式データの提出についての留意事項

勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）をCSV形式（XML形式に変換された場合を含みます。以下同じ。）により提出する場合の留意事項は次のとおりです。

1 勘定科目内訳明細書及び法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）に共通する留意事項

- (1) 同一の書式について、複数のCSV形式データを提出することはできません。
- (2) 同一の書式では、XML構造のcsvFileNMの値が一致する必要があります。

〈例〉 預貯金等の内訳書のCSV形式データが2ページのXML形式に変換された場合

正：（1 ページ目） csvFileNM="H0I010_3.0_預貯金等.csv"
（2 ページ目） csvFileNM="H0I010_3.0_預貯金等.csv"
誤：（1 ページ目） csvFileNM="H0I010_3.0_預貯金等(1).csv"
（2 ページ目） csvFileNM="H0I010_3.0_預貯金等(2).csv"

2 勘定科目内訳明細書の場合の留意事項

同一の書式について、XML形式データとCSV形式データを混在させて提出することはできません。

3 法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）の場合の留意事項

- (1) 法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）をCSV形式により提出する場合は、法人税申告書別表等のうち明細記載を要する部分以外の部分をXML形式（1 ページのみ）で作成し、法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）と合わせて提出する必要があります。
- (2) 同一の書式に係る法人税申告書別表等（明細記載を要する部分）について、XML形式データとCSV形式データを混在させて提出することはできません。